延長保証保険

現況確認マニュアル

～ 木造・鉄骨造 ～

株式会社 ハウスジーメン

目次

１．基本的なルール……3
（１）現況確認のタイミング……3
（２）現況確認の対象……3
（３）現況確認の基本的なルール……3
（４）判定方法……4
（５）点検口からの確認……4
（６）指定箇所の写真撮影……4
（７）報告書の作成……4
（８）不具合事象が確認された場合の対応……5

２．確認の対象……6
（１）戸建住宅……6
（２）共同住宅……6

３．具体的な確認内容……7
（１）建物外部共通の確認項目……7
（２）建物外部に構造材の露出がある場合の確認項目……10
（３）建物内部共通の確認項目……11
（４）建物内部に構造材の露出がある場合の確認項目……12
（５）建物内部共通の確認項目(点検口)　～戸建住宅の確認項目～……13
（６）蟻害･腐朽　～戸建住宅の確認項目～……14

４．指定箇所の写真撮影……15
（１）撮影箇所一覧……15
（２）撮影イメージ……15

１．基本的なルール

＜現況確認とは＞

現況確認は、**延長保証保険を利用した瑕疵保証を提供するにあたって、建物に補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないかどうかの確認をすることを目的として実施する**ものです。

（１）現況確認のタイミング

メンテナンスコースでは**メンテナンス工事の着工前**に、検査コースでは**原則として保険の申込前**に行います。

（２）現況確認の対象

○ 戸建住宅

建物全体が確認の対象となります。(完全分離型の二世帯住宅は、戸建住宅として扱います。)

○ 共同住宅

建物外周部と屋上のほか、建物の規模に応じてと次の階の共用部から確認できる部分を対象に行い、住戸内の確認は**住戸に立ち入って行うのではなく**、**住棟内の住戸に雨漏れ等が発生していないか、住宅所有者や管理組合、管理会社にヒアリングして確認**します。**住戸内の不具合事象に関するヒアリング結果**は**保険申込時に申告**してください。

木造	**共通**	**全ての階**
鉄骨造	**小規模住宅**	**全ての階**
	大規模住宅	**最下階とその１つ上の階、最上階、 最下階から数えて３に７を加えていった階**(１０階、１７階…)

(注) 延長保証保険では、地下階を含む階数が４以上、または階数問わず延べ床面積が５００㎡以上の住宅が大規模住宅に該当します。

（３）現況確認の基本的なルール

確認の対象範囲	**建物の外周部や居室内、バルコニーや屋上(共同住宅の場合は共用廊下等の共用部)から**行います。安全上の理由から屋根に上っての勾配屋根や足場に上っての確認は求めておらず、**外周部やバルコニーから目視できる範囲**で確認します。
確認方法	確認方法の明示がある部分の確認を除き、**目視で確認**し、**状況に応じて双眼鏡や点検鏡、懐中電灯等の投光器を使用**します。
デジタル技術の活用	状況確認は目視確認を原則としますが、住宅事業者の判断で小屋裏や床下の状況をスマートフォンで撮影して確認するといった**デジタル技術を活用した確認を行うこと**を妨げるものではありません。
隠ぺい部の確認	**移動できない家具や設備で隠れている部分の確認は不要**です。
点検口からの確認	戸建住宅の現況確認では、小屋裏と床下を**天井と床下の各点検口から覗き込んで見える範囲を確認**します。
工事予定箇所の確認	シーリングの打替えを予定しているなど、現況確認の結果に関係なく**メンテナンスの実施を前提としている箇所の確認は、省略**しても構いません。
指定箇所の写真撮影	現況確認の実施と合わせて、**「建物全景」や、「居室内観」、「外部シーリング」といった指定箇所の写真を撮影**します。
報告書の作成	現況確認の実施後、**ハウスジーメン指定書式の報告書を作成**し、**保険の申込時に提出**します。
不具合事象の是正	**不具合事象が確認された場合**は、保険の加入にあたり**是正が必要**です。メンテナンスコースの場合は、是正はメンテナンス工事で行う必要があるため、申込時に工事内容の申告が必要です。
本マニュアルの位置付け	本マニュアルは、延長保証保険を利用するうえで最低限の確認内容を記載しています。住宅事業者ごとの判断で、より上位の確認を行うことを妨げるものではありません。

(注) 鉄骨造の住宅で地下ピットがある場合でも、安全性の観点からピットに立ち入っての確認は行いません。

（４）判定方法

確認の対象となる部位ごとに不具合事象の有無を確認し、**確認されなった箇所は「○」、基礎の立上りがない建物における基礎や、バルコニーのない建物におけるバルコニーなど、検査対象となる部位が無い場合は、事象が確認されなかった箇所と同様に判定結果は「○」**となります。**不具合事象が確認された箇所は「×」**となります。

不具合事象が確認されなかった箇所	不具合事象が確認された箇所
○	×

（５）点検口からの確認

小屋裏空間と床下空間がある戸建住宅の現況確認では、点検口から覗き込んで確認が必須です。次のように、小屋裏や床下が確認できない場合は、**保険に加入できないため、現況確認の実施にあたり設置**をお願いします。

- **天井点検口がない場合や、ある場合でも断熱材やシートにより点検口が覆われている場合**
- **床下点検口がない場合床下の確認ができない場合**

（６）指定箇所の写真撮影📷

現況確認の実施時に**「４．指定箇所の写真撮影」に記載の「建物全景」、「小屋裏」、「床下」、「外部シーリング」等の写真を撮影**します。**不具合事象が発見された場合は、１つの事象につき写真を１枚以上撮影**します。

建物全景

居室内観

小屋裏

（７）報告書の作成

確認の実施後、**ハウスジーメン指定書式の報告書(現況確認　実施報告書)を作成**し、**申込時に提出**してください。

👉報告書は、ハウスジーメンホームページの帳票ダウンロードページからダウンロードできます。

（https:/www.house-gmen.com/downloads/extended_warranty/）

○　基本情報の入力

「住宅(物件名)」と「現況確認実施者の氏名」、「現況確認の実施日」を入力します。

住宅(物件)名	○○様邸10年延長メンテナンス工事		
実施者氏名	検査　太郎	確認実施日	2023 年 11 月 10 日

○　確認結果の入力

確認結果記入欄に、箇所ごとの確認結果を入力します。確認結果の入力ルールは次のとおりです。

判定が「○」となった箇所	判定が「×」となった箇所
○	×

判定欄への確認結果の入力は、**「○」か「×」を入力**して行います。

確認の対象		主な確認項目	確認結果
	基礎外部	0.5mm以上のひび割れ/20㎜以上の大きさの欠け 上記に至らないレベルの広範囲に及ぶひび割れや欠け、ジャンカといった事象	○
	外壁	外壁材を貫通する、またはジョイントを跨ぐひび割れ 部分的な外壁材の欠け/外壁材や塗膜の浮きや剥がれ	○

床の傾斜の確認結果は、**最大の傾斜が確認された場所と、その測定結果の入力**を行います。

床(傾斜)	<この項目は判定欄のほか、傾きの最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です> 6/1000以上の傾斜　傾きの最大値(2)/1000・計測場所(1)階　ダイニングキッチン)	○

○ 写真の貼付

現況結果 実施報告書の「写真帳票」のシートに、**（５）で撮影した写真を貼り付け**ます。

報告書

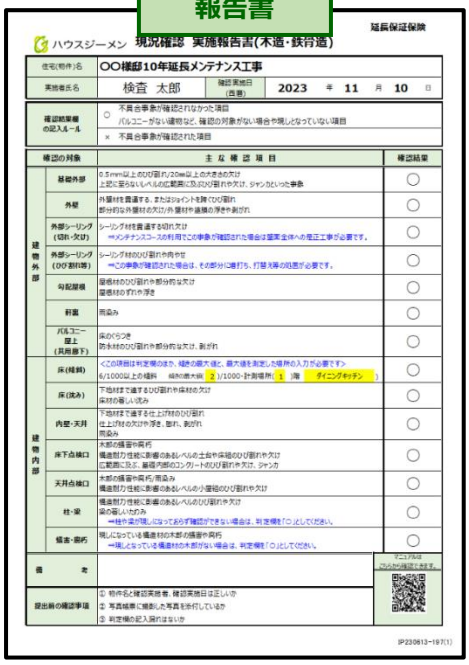

写真帳票①

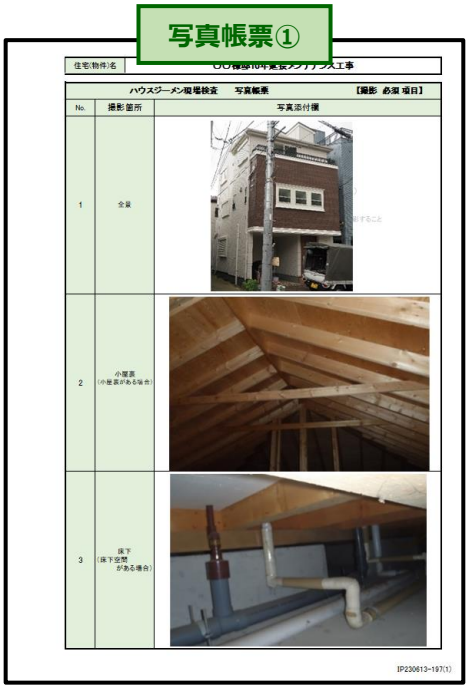

写真帳票②（事象が確認された場合）

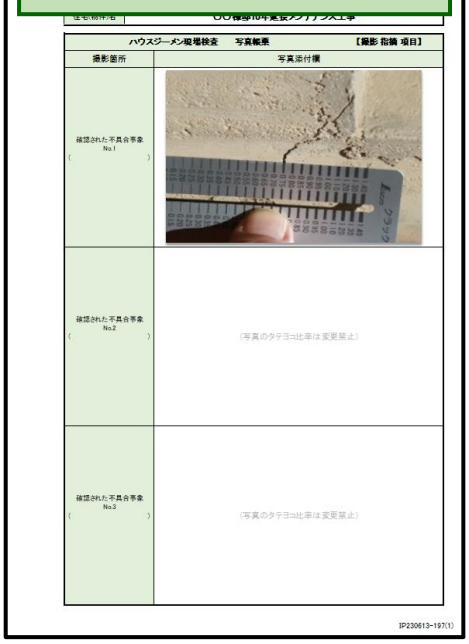

（８）不具合事象が確認された場合の対応

現況確認で不具合事象が確認された場合は、**是正を行わないと保険に加入することはできません**。メンテナンスコースの場合は、メンテナンス工事の際に是正工事も行ってください。

<メンテナンスコースの場合>

・保険の申込時に是正工事の内容を申告のうえ、是正工事の対象箇所を記載した平面図や立面図を提出してください。

・是正の実施状況は、メンテナンス工事の完了後に実施する現場検査で確認します。

２．確認の対象

（１）戸建住宅

建物外部		基礎外部	コンクリートに規定値以上のひび割れや欠けが生じていないか
		外壁	外壁材を貫通するひび割れやジョイントを跨ぐひび割れが生じていないか
		外部シーリング	外部シーリングに切れや欠け、ひび割れ、肉やせが生じていないか
		軒裏	雨染みが付いていないか
		勾配屋根	屋根葺き材にひび割れや欠け、ズレが生じていないか
		バルコニー、陸屋根、屋上	防水材に欠けや剥がれが生じていないか
建物内部	一般	床	6/1000(0.6%)以上の傾斜が生じていないか
		内壁、天井	雨染みが付いていないか
	点検口	床下点検口(床下)	床組や土台にひび割れや欠け、蟻害や腐朽が生じていないか
		天井点検口(小屋裏)	小屋組や野地板に雨染みが付いていないか

（２）共同住宅

建物外部	基礎外部	コンクリートに規定値以上のひび割れや欠けが生じていないか
	外壁	外壁材を貫通するひび割れやジョイントを跨ぐひび割れが生じていないか
	外部シーリング	外部シーリングに切れや欠け、ひび割れ、肉やせが生じていないか
	軒裏	雨染みが付いていないか
	勾配屋根	屋根葺き材にひび割れや欠け、ズレが生じていないか
	共用廊下（開放廊下） 陸屋根、屋上	防水材に欠けや剥がれといった事象が生じていないか
建物内部	床	規定値以上の傾斜が生じていないか
	内壁･天井	雨染みが付いていないか

(注)建物内部の確認項目は、共用部に部屋うちになっている部分がある場合に確認する。

👉上記のほか、建物の内外に構造材の露出がある場合は、その部分も確認の対象となる。

3．具体的な確認内容

（1）建物外部共通の確認項目

基 礎 外 部

	戸建住宅	共同住宅
確認の対象	建物の外周部から確認できる基礎の立上り部分	建物の外周部から確認できる基礎の立上り部分

確認方法

☑ **0.5mm以上の幅のひび割れ(クラック)**

コンクリートに**ひび割れが生じている部分**がないか確認する。

➡ ひび割れが生じている部分がある場合は、**クラックスケールで幅が0.5㎜以上あるか計測して確認**する。

計測の様子

コンクリート表面の化粧モルタルのコンクリートまで至らないひび割れはこの事象には該当しない。

☑ **20mm 以上の大きさのコンクリートの欠け**

コンクリートに**欠けている部分**がないか確認する。

➡ 欠けている部分がある場合は、**ピアノ線を差し込んで深さが 20 ㎜以上あるか計測して確認**する。

コンクリートの欠け

☑ **広範囲におよぶひび割れや欠け、ジャンカ(豆板)といった事象**

コンクリートに、上記に至らないレベルではあるが、**ひび割れや欠けが広範囲にわたって発生していないか、ジャンカ(豆板)**が発生していないか確認する。

基礎のジャンカ

外　　壁

	戸建住宅	共同住宅
確認の対象	建物の内外から確認できる外壁	建物の外周部や確認対象階の共用部から確認できる外壁

確認方法

乾式･タイル･塗壁仕上げ共通

☑ **外壁材を貫通する、またはジョイントを跨ぐひび割れ**

外壁材に**次の事象**が生じていないか確認する。

- **外壁材を貫通し、下地材（通気層やラス網等）まで達するひび割れ**
- **ジョイントを跨ぐ外壁材のひび割れ**

サイディングのクラック

☑ **外壁材の欠け**

外壁材に欠けが生じていないか確認する。

☑ **外壁材や塗膜の浮きや剥がれ**

外壁材や塗膜に浮きや剥がれが生じていないか確認する。

モルタルのクラック

金属サイディング

☑ **赤錆等の錆び**

外壁材に穴あき等に至る恐れのある錆びや化学的侵食が生じていないか確認する。

外部シーリング

	戸建住宅	共同住宅
確認の対象	建物の内外から確認できる外部シーリング	建物の外周部と確認対象階の共用部から確認できる外部シーリング

確認方法

シーリング材を貫通する切れや欠け(穴が開いている状態)

シーリング材を貫通するような切れや欠けが生じていないか確認する。

シーリング材の切れ

シーリング材の欠け

メンテナンスコースの利用時で**外壁のシーリング材の切れや欠けが確認された場合**は、**切れや欠けが生じている壁面全体のシーリングの是正工事が必要**になる。

シーリング材のひび割れ

シーリング材から 50cm 程度離れた位置から確認できるひび割れが生じていないか確認する。

シーリング材のひび割れ

シーリング材の肉やせ

シーリング材に次の事象(肉やせ)が生じていないか確認する。

- **外壁材との接合部のシーリング材が後退し、接合部のシーリング材の施工の跡が確認できる状態**
- **シーリング材の中央部が後退し、外壁材との接合部に対して中央部分が大きく凹んでいる状態**
- **シーリング材と外壁材との接合部にひび割れが生じている状態**

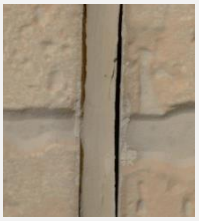

シーリング材の肉やせ

シーリング材のひび割れや肉やせが確認された場合は、**ひび割れや肉やせが生じている部分に増打ちや打替え等の処置が必要**になる。

勾 配 屋 根

注意点	**勾配屋根の確認は、安全に移動できる建物の内外から確認できる範囲で行う。**

確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	建物の内外から確認できる勾配屋根	建物外周部と確認対象階の共用部から確認できる勾配屋根

確認方法

共通

☑ **屋根材のひび割れや欠け**

屋根葺き材に**屋根葺き材を貫通するようなひび割れや欠け**が生じていないか確認する。

☑ **屋根材のずれや浮き**

屋根葺き材に**ずれや浮き、剥がれ**が生じていないか確認する。

屋根葺き材の様子

- 足場等に上がらずに安全に移動できる場所から確認を行い、目視確認ができない場合は判定を「○」とすること
- 粘土瓦の棟部漆喰の欠損や腐食、屋根材を止めつけている銅線等の劣化は確認対象に含まない。

金属屋根

☑ **赤錆び等の錆び**

屋根葺き材に**赤錆等の錆びの発生**が生じていないか確認する。

金属屋根の赤錆

軒　　裏

確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	建物の内外から確認できる軒裏	建物の外周部と確認対象階の共用部から確認できる軒裏

確認方法

☑ **雨染み**

軒裏に**雨染み**が生じていないか確認する。

軒裏の雨染み

バルコニー、陸屋根(屋上)、共用廊下(開放廊下)

確認の要否	構造材を含まない後付けやエクステリアのバルコニーは、確認の対象に含まない。	
確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	全てのバルコニー、陸屋根(屋上)	確認対象階の共用廊下(開放廊下)、屋上

確認方法

☑ **床のぐらつき**

バルコニーの床にぐらつきが生じていないか確認する。

☑ **防水材のひび割れや欠け、剥がれ**

防水材に**次の事象**が生じていないか確認する。

- **下地まで達するようなひび割れや欠け**
- **大きく口を開くような防水材の端部の剥がれ**
- **トップコートの剥がれや表面のひび割れ**

床の劣化

点検鏡使用の様子

防水材のひび割れ

トップコートの剥がれ

- 移動できるスノコや敷物が敷かれていている場合は、スノコや敷物を移動させて確認を行う。
- 排水ドレン接続部分が汚れていて、状態の確認ができない場合は、汚れを取り払ってから確認を行う。

（２）建物外部に構造材の露出がある場合の確認項目

バルコニー、共用廊下(開放廊下)

確認の要否	この項目は、バルコニーや共用廊下の支持部材が露出している建物の場合に確認する。	
確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	全てのバルコニー	確認対象階の共用廊下(開放廊下)

確認方法

☑ **支持部材のひび割れや欠け**

支持部材に建物の構造耐力性能に影響があるレベルのひび割れや欠けが生じていないか確認する。

- 支持部材には、バルコニーを構成する柱、梁、根太等の構造材が該当する。
- 金属手すりは支持部材には該当しない。

（３）建物内部共通の確認項目

床_傾斜

確認の要否

共同住宅の共用部の床の傾斜は、排水勾配のない部分が見当たらない場合は確認不要

確認の対象

戸建住宅	共同住宅
各階の床の１箇所(廊下も可)で、縦、横、斜めの３方向	確認対象階の共用部の床の１箇所で、縦、横、斜めの３方向

確認方法

☑ **床の 6/1000 以上の勾配の傾斜**

床の水平面に対する「縦方向、横方向、斜め方向」の３方向の傾きを、**デジタル水平器を床に置いて測定**し、**6/1000(勾配(%)表示で 0.60%)以上の傾斜**が生じていないか確認する。

- **傾斜の測定は、デジタル水平器で行うこと前提としているが、傾きを数値化できるものであれば、レーザーレベル等の測定器を使用することでも構わない。**
- **使用するデジタル水平器のサイズは問わないが、小数点が第２位までが表示されるものを使用する。**
- **デジタル水平器は、勾配(%)表示で測定を行い、小数点第１位の数字を 1/1000 の分子の１の位に読み替えて傾斜を判断する。(0.34%の場合は、3.4/1000)**

- **畳の上や、浴室、洗面所、トイレでは、正確な数値を測定できないため、確認の対象としないこと**
- **共同住宅の共用部の床の傾斜の測定は、排水勾配が設けられていない箇所で行うこと**

測定方向

平面図の方角に関係なく、**部屋名が読める向きを基準として、上下を縦方向、左右を横方向**として扱い、**斜めはいずれか一方**を測定する。

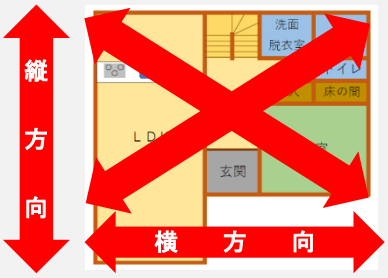

報告書

他の確認項目は「○」か「×」の入力以上の対応は求めていないが、床の傾斜の測定結果については、報告書の該当部分に測定箇所のうち１番大きい値が出た部屋の**測定値と階数、部屋名を記入力**する。

床①	<この項目は判定欄のほか、傾きの最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です> 6/1000以上の傾斜　傾きの最大値(2)/1000・計測場所(1)階　ダイニングキッチン)	○

床_沈み

確認要否

共同住宅の場合は、共用部に部屋うちになっている部分がある場合に確認する。

確認の対象

戸建住宅	共同住宅
全ての居室	確認対象階の共用部の床

確認方法

☑ **下地材まで達するひび割れや、下地材が露出するような床材の欠け**

床材に**下地材まで達するひび割れや下地材の露出**が生じていないか確認する。

☑ **床材の著しい沈み**

床に**目視で確認できるレベルの床の沈み込み**が生じていないか確認する。

	内 壁 、天 井	
確認要否	**共同住宅の場合は、共用部に部屋うちになっている部分がある場合に確認する。**	
確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	全ての居室	確認対象階の共用部の内壁、天井

確認方法

☑ **石膏ボード等の下地材まで達するひび割れ**
クロス等の仕上げ材に石膏ボード等の下地材まで達するひび割れが生じていないか確認する。

☑ **仕上げ材の欠けや浮き、膨れ、剥がれ**
クロス等の仕上げ材に欠けや、浮き、膨れ、剥がれが生じていないか確認する。

内壁のひび割れ

☑ **雨染み**
内壁と天井に**雨染み**が生じていないことを確認する。建具の周囲は、**窓台や敷居の雨漏りの跡や腐食、窓枠周辺のシミ**が生じてないことも確認する。

天井からの雨染み

窓枠周辺の雨漏り跡

（４）建物内部に構造材の露出がある場合の確認項目

	柱･梁	
確認の要否	**この項目は、柱と梁が露出している建物の場合に確認する。**	
確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	天井点検口から確認できる小屋組	住戸内に立ち入っての確認は行わない

確認方法

☑ **ひび割れや欠け**
柱や梁に**建物の構造耐力性能に影響があるレベルのひび割れや欠け**が生じていないか確認する。

☑ **著しいたわみ**
梁に**床や天井の浮きや沈みに影響を及ぼすほどのたわみ**が生じていないか確認する。

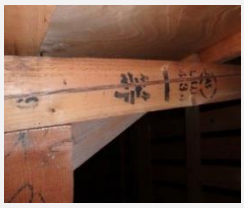
梁のひび割れ

（5）建物内部共通の確認項目(点検口)　～戸建住宅の確認項目～

床下点検口

確認の要否	**土間床にしているなど、床下空間が一切ない建物では、床下点検口からの確認は不要**	
確認の対象	**戸建住宅**	**共同住宅**
	点検口から確認できる床組と土台	**住戸内に立ち入っての確認は行わない**

確認方法

床下に**次の事象が**発生していないか、**点検口を覗き込んで**確認する。

- ☑ **木部の蟻害や腐朽(鉄骨造の建物の場合は腐食)**
  床組と土台に**蟻土や食痕、腐朽(鉄骨造の建物の場合は赤錆等の錆び)**が生じていないか確認する。
- ☑ **床組のひび割れや欠け**
  床組と土台に**建物の耐力性能に影響があるレベルのひび割れや欠け**が発生していないか確認する。
- ☑ **広範囲に及ぶひび割れや欠け、ジャンカ(豆板)**
  基礎の内部のコンクリートに**広範囲にわたるひび割れや欠損、ジャンカ**が発生していないか確認する。

覗き込んでいる様子

床下の様子

天井点検口

確認の要否	**野地板を現しにしているなど、小屋裏空間が一切ない建物では、天井点検口からの確認は不要**	
確確認の対象	**戸建住宅**	**共同住宅**
	天井点検口から確認できる小屋組	**住戸内に立ち入っての確認は行わない**

確認方法

小屋裏に**次の事象が**発生していないか、**点検口を覗き込んで**確認する。

- ☑ **雨染み**
  小屋組や小屋裏に**雨染み**が生じていないか確認する。
- ☑ **木部の蟻害や腐朽(鉄骨造の建物の場合は腐食)**
  小屋組に**蟻土や食痕、腐朽(鉄骨造の建物の場合は、赤錆等の錆び)**が生じていないか確認する。
- ☑ **小屋組のひび割れや欠け**
  小屋組に**建物の耐力性能に影響のあるレベルのひび割れや欠け**が生じていないか確認する。

点検口からの確認には、必要に応じて脚立や懐中電灯等の投光器を使用する。

天井点検口

小屋組の様子

小屋裏の雨染み

（６）蟻害･腐朽　～戸建住宅の確認項目～

	蟻害･腐朽（腐食）	
確認の要否	この項目は、床下と小屋裏以外で、建物内部に構造材の露出がある建物の場合に確認する。	
確認の対象	戸建住宅	共同住宅
	現しとなっている構造材の木部	住戸内に立ち入っての確認は行わない
確認方法	☑ 著しい蟻害（木造） 現しとなっている構造材の木部に**蟻土や食痕**が生じていないか確認する。 ☑ 著しい腐朽等（木造） 現しとなっている構造材の木部に**腐朽(鉄骨造の建物の場合は、赤錆等の錆び)**が生じていないか確認する。 腐朽の様子	

４．指定箇所の写真撮影

（１）撮影箇所一覧

👉 撮影箇所ごとに１枚の写真を撮影する。
※のついた項目は、建物に確認の対象となる箇所が無い場合は撮影不要

No.	提出写真		戸建住宅	共同住宅
1	全景	建物全景（全体）が写り込むように撮影した写真	○	○
2	小屋裏	点検口から確認できる小屋裏の写真	○※	―
3	床下	点検口から確認できる床下の写真	○※	―
4	外部シーリング	確認の対象となった外部のシーリングの写真	○※	○※
5	居室内観	開口部が写り込むように撮影した居室の写真	○	―
6	バルコニー防水層	バルコニー(共同住宅では開放廊下)の防水材の写真	○※	○※
7	バルコニー排水ドレン	バルコニー(共同住宅では開放廊下)の排水ドレンが写り込むように撮影した写真	○※	○※
8	屋上防水層	屋上の防水材の写真	○※	○※
9	屋上排水ドレン	屋上の排水ドレンが写り込むように撮影した写真	○※	○※
不備	不具合事象	不具合事象が確認された場合に、その内容が分かるように撮影した写真	○	○

（２）撮影イメージ

撮影箇所	全景
ポイント	建物の全景（全体）ができる限り写り込むように撮影する。 ☑ 接道等の関係で全景が写り込むことが難しい場合は、可能な限り、建物全が写り込むように撮影する。

撮影箇所	小屋裏
ポイント	天井点検口から確認できる範囲の小屋裏を撮影する。 ☑ 戸建住宅でも、小屋裏空間の無い建物の場合は撮影不要 ☑ 共同住宅では、住戸内に立ち入らないため撮影不要 ☑ カメラを天井裏に差し込んで撮影するかどうかは問わない。

撮影箇所	床下
ポイント	床下点検口から確認できる範囲の床下を撮影する。 ☑ 戸建住宅でも、床下空間の無い建物の場合は撮影不要 ☑ 共同住宅では、住戸内に立ち入らないため撮影不要 ☑ カメラを床下に差し込んで撮影するかどうかは問わない。

撮影箇所	外部シーリング
ポイント	確認の対象となった外部シーリングを撮影する。 ☑ 確認の対象となる外部シーリングが無い建物の場合は撮影不要 ☑ 開口部周囲やサイディングの継ぎ目、笠木と外壁の継ぎ目などを撮影する。

撮影箇所	居室内観
ポイント	居室の内観を開口部が写り込むように撮影する。 ☑ 戸建住宅では必須、撮影する居室は問わないため、任意の居室を撮影する ☑ 共同住宅では、住戸内に立ち入らないため撮影不要

撮影箇所	バルコニー防水層
ポイント	バルコニー(共同住宅では開放廊下)の防水材を撮影する。 ☑ 戸建住宅では、バルコニーがある建物の場合に撮影する。 ☑ 共同住宅では、開放廊下がある建物の場合に撮影する。 ☑ 防水材のアップでなく、できる限り広い範囲が写るように撮影する。 ☑ 取外しができるタイル等が敷いてある場合は取外して撮影する。

撮影箇所	バルコニー排水ドレン
ポイント	バルコニーの排水ドレンが写り込むように撮影する。 ☑ 戸建住宅では、バルコニーがある建物の場合に撮影する。 ☑ 共同住宅では、共用廊下(開放廊下)がある建物の場合に、共用廊下の排水ドレンを撮影する。 ☑ 取外しができるタイル等が敷いてある場合は取外して撮影する。

撮影箇所	屋上防水層
ポイント	屋上の防水材を撮影する。 ☑ 屋上や陸屋根がある建物の場合に撮影する。 ☑ 防水材のアップでなく、できる限り広い範囲が写るように撮影する。 ☑ 取外しができるタイル等が敷いてある場合は取外して撮影する。

撮影箇所	屋上排水ドレン
ポイント	屋上の排水ドレンが写り込むように撮影する。 ☑ 屋上や陸屋根がある建物の場合に撮影する。 ☑ 取外しができるタイル等が敷いてある場合は取外して撮影する。

撮影箇所	不具合事象
ポイント	事象が確認された場合に、その内容が確認できるように撮影する。 ☑ １つの不具合事象について１枚の写真を撮影する。

ご意見･ご不明点は下記連絡先までお問い合せください。

瑕疵検査室　TEL：０３－５４０８－８４８４